



アライグマ捕獲用箱わなの貸し出し

春季は子育て中のメスの成獣が高い割合で捕獲できること、餌資源としての農作物や果実などが少ない時期であるため、アライグマの捕獲に最も効率的・効果的な時期であるといわれています。北区内でのアライグマ捕獲用箱わなの貸し出しは、各出張所で行っています。事前に下欄に記載されている連絡先にて在庫の確認を行ってから、御利用ください。

なお、北区役所と北神区役所では貸し出しを行っておりません。

【連絡先】

山田出張所 581-1001 有馬出張所 904-0081 道場出張所 985-2381
八多出張所 982-0002 大沢出張所 954-0301 長尾出張所 986-2581 淡河出張所 959-0131
担当 北農業振興センター 有害鳥獣担当 982-2811

アライグマの捕獲にあたっての注意点

アライグマを捕獲する箱わなの取り扱いにおける注意点を次のとおりまとめましたので、箱わなをご利用の際にはご参考下さい。

○ 捕獲する箱わな

【侵入口】

- ・持ち手は下、仕掛棒は上にする。仕掛棒の先端は持ち手の部分までにしておく
- ・ストッパーは必ず上にするようにしておく
(ストッパーを下にすると扉は閉まってもロックがかからなくなり捕獲できない)

【餌及び餌の取り付け】

- ・餌はにおいや脂っこいものがよい
(袋入り味付け乾麺、スナック菓子、食パン(香りを仕込ましてもよい)、ドックフード 等)
- ・餌をフックにしっかりとつける
- ・餌の外側に袋をかけておくことや、水切りネットに入れて吊り下げるのもよい
- ・餌をいれる後扉の持ち手はしっかりとめておく

○ 捕獲にあたっての手続き

捕獲従事者届(北区内の出張所にあります)に記入、提出をしていただくことに箱わなを借りることができます。

自己保有の箱わなで捕獲するときでも、捕獲従事者届の記入、提出は必要です。

○ 捕獲したときの連絡

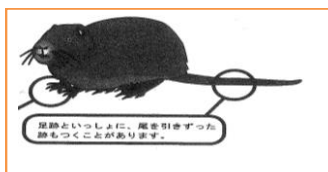
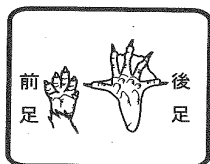
引き取りができるのはアライグマ(特徴：尻尾がシマシマ模様)・ヌートリアに限られます。それ以外の動物(タヌキ、イタチ等)は引き取りできませんので、設置した方で放してください。確認できましたら、北農業振興センター(982-2811)へ連絡してください。

なお、土、日曜、祝日の引き取りは行っておりません。

また、16時以降及び荒天時においての引き取りは、引き取り作業の安全上、翌日以降の引き取りになることがあります。

ヌートリア 齧歯目 ヌートリア科

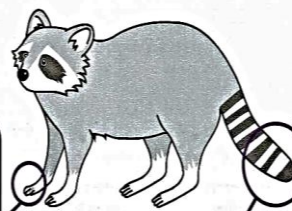
河川やため池、水田、その周辺の雑木林に暮らしています。土手や畦の斜面に穴を掘って巣穴にします。表面をおおう長い毛と、その下には細くて短い毛があります。耳は小さくて、水が入りにくく、尾は細長く、毛がまばらにしかはえていません。



アライグマ 食肉目 アライグマ科 体重：6～10kg 体長：40～60cm

目の周りが黒く、白い眉があるように見えます。尾のしま模様は他の動物と見分けるポイントになります。

指が長く器用に物をつかむことができます。足跡にもその特徴が表れ、5本の指のあとがつけます。



尾は黒色と茶褐色の縞模様。



集落ぐるみで有害鳥獣対策を取り組みませんか

イノシシ、アライグマなどの有害鳥獣被害が最近、多く発生しています。特に、アライグマにおいては昨年より出没が非常に多く、イノシシについても出没情報が多く寄せられています。

集落によっては農業者と猟友会との連携により、集落における有害鳥獣の被害防止に努めたところがあります。

集落ぐるみにおける鳥獣被害対策のため研修会を開催しませんか。

詳しくは、下記の問合せ先までお問い合わせください。

【問合せ先】

北農業振興センター 有害鳥獣担当 982-2811

地域計画の変更手続きについて

地域計画の区域内の農地を貸借、売買、または転用する場合、原則、地域計画の変更手続きが必要となります。

地域計画の変更を希望する場合は、他の法令の許可見込等の確認も必要となりますので、できる限り早めに以下の担当課までご相談ください。

なお、来庁の際は事前にご連絡いただきますようお願いします。

【変更頻度】

年4回（4月、7月、10月、1月における各月10日にて締め切りして受付）

※2025年度(令和7年度)第1回目の変更申出締め切りは、4月10日（木）（6月30日（月）変更完了）となります。

【変更方法】

変更申出書を提出。

（申出書は北農業振興センターまたは右下のQRコード内の(市HP)「地域計画について」にも掲載しています。）

【処理期間】

受付から変更完了まで約3ヶ月程度。

【提出先】

北農業振興センター 里づくりライン

【備考】

農作業受委託、一時転用等（10年後の耕作状況に影響のない内容）については、原則、地域計画の変更は不要。

【問い合わせ先】

北農業振興センター 里づくりライン 982-2810

メールアドレス kita-nougyoushinkou@city.kobe.lg.jp

地域計画について
(市HP)

